

# 事業計画（岩手県洋野町）

## 1. 海岸対策

### ① 海岸の状況

町内の地区海岸数	11地区海岸
被災した地区海岸数	6地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	6地区海岸

### ② 堤防高

平成23年9月26日に堤防高を公表※。

洋野・久慈北海岸：T.P. 12.0m（対象津波：昭和三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

### ③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年11月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

### ④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の詳細計画を策定※した。

※ 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

### ⑤ 平成24年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

### ⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、

津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

## 海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

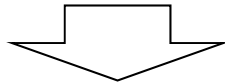
市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定							H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳 細を記載
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了	左記の 実施状況			
洋野町	種市漁港	2,267	護岸、陸間	12.00	12.00	—	H23.11	H23.12	策定済み	H23.12	着工済み	H24.3	完了予定	本工事		
洋野町	大谷地	290	防潮堤、水門	12.00	12.00	—	H23.9	H23.12	策定済み	H24.4	着工予定	H24.9	完了予定	詳細設計、本工事	本工事	
洋野町	平内	1,160	防潮堤、水門、陸間、離岸堤	12.00	12.00	—	H23.10	H23.12	策定済み	H24.7	着工予定	H25.3	完了予定	詳細設計	本工事	
洋野町	玉川	227	護岸	6.00	12.00	完了	H23.8	H23.12	策定済み	H24.4	着工予定	H24.9	完了予定	詳細設計、本工事	本工事	
洋野町	小子内	160	防潮堤、水門、陸間	12.00	12.00	—	H23.9	H23.12	策定済み	H24.1	着工済み	H24.9	完了予定	詳細設計、本工事	本工事	
洋野町	原子内	113	防潮堤、水門	12.00	12.00	—	H23.8	H23.12	策定済み	H24.1	着工済み	H24.9	完了予定	詳細設計、本工事	本工事	

# 岩手県沿岸の地域海岸分割図

## 《岩手県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 同一の湾で区分
- 2) 湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
- 3) 海岸線の向きが一様な区間で区分



岩手県沿岸を24の地域海岸に分割



## 2. 河川対策

### 【県・市町村管理区間】

- ① 普通河川小山川など<sup>※1</sup>の町管理区間では、全箇所<sup>※1</sup>の災害査定を完了し、3箇所<sup>※1</sup>で災害復旧事業を実施。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った全3箇所<sup>※1</sup>で着手し、完了済み。

なお、洋野町の県管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成23年度における成果

- ・全箇所（3箇所）で災害査定を完了
- ・全箇所（3箇所）で本復旧に着手
- ・全箇所（3箇所）で本復旧を完了

※1 位置図を参照

### 3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 6 ha の農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地の復旧状況

平成 23 年度に復旧を概ね完了した。

○平成 24 年度から営農が可能な農地 6 ha

## 4. 漁港

### ① 被害状況

漁港数：9 漁港

被災漁港数：9 漁港

### ② スケジュール

洋野町内の各被災9 漁港において、平成23年度末時点で、潮位に関わらず、岸壁の使用が可能となっている。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成24年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

## 5. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 地区名：八木
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標  
用地取得、設計、工事を順次行う。



## 6. 復興まちづくり

### (1) 学校施設等

#### ① 幼稚園・小中高等学校等

##### <県立学校>

東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した1校について、以下のとおり復旧を完了した。

- 甚大な被害を受けた1校について、平成24年2月に流失した施設の復旧を完了した。

#### ② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

##### <洋野町立社会教育施設>

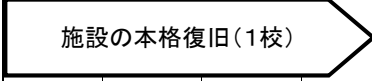
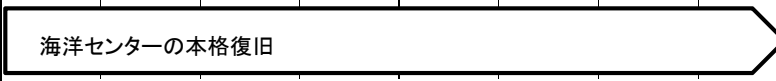
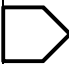

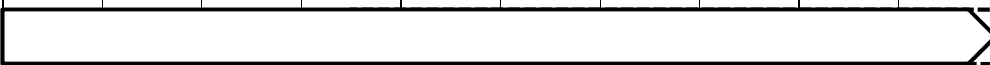
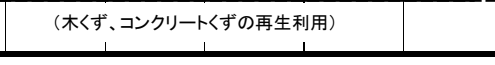
甚大な被害を受け、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の「洋野町種市B&G海洋センター」については、周辺関連施設との一体的復旧が必要となることから、復旧時期等について関係機関と協議し復旧を目指す。

## 7. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 15 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 5 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 23 年 6 月までに完了した。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動については、平成 24 年 8 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 25 年 9 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

# 工程表(岩手県洋野町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (9/26岩手県公表)														
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)												
2. 河川対策 (県・市町村管理区間)																	
	施工準備		本復旧														
	← 出水期 →																
3. 農地・農業用施設 ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地																	
	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、用排水施設の機能確保等		営農再開												
(注)本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。																	
4. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1) 漁港																	
	23年11月にがれき撤去完了		24年度末までに漁港施設の復旧の完了を目指す														
5. 復興住宅(災害公営住宅等)																	
	住宅復興計画の策定		具体的な計画が決まったものから順次、用地取得、設計、工事着手、管理開														

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
6. 復興まちづくり																	
(1) 学校施設等																	
○幼稚園・小中高等学校等																	
<県立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	 施設の本格復旧(1校)																
○社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)																	
<町立社会教育施設>																	
甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧									 海洋センターの本格復旧								
									関係機関と検討・協議し対応								
7. 災害廃棄物の処理																	
災害廃棄物の仮置場への移動	 (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	 (その他の災害廃棄物)																
中間処理・最終処分					 (木くず、コンクリートくずの再生利用)				